

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

連続指し値オペ

日銀は長期金利の上昇抑制のため、指定した利回りで国債を無制限に買い入れる指し値オペを一定期間行う措置を今月29～31日に実施。導入後、初の実施となる。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

3/28(月) 先負
29(火) 仏滅
30(水) 大安
31(木) 赤口 1月決算法人の確定申告ほか
4/ 1(金) 先負 旧暦3月1日、成人年齢を18歳に引き下げ
2(土) 仏滅
3(日) 大安

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

3/21(月) 春分の日			
22(火)	27,224	△397	120.47 ▼1.62
23(水)	28,040	△816	121.06 ▼0.59
24(木)	28,110	△70	121.62 ▼0.56
25(金)	28,150	△40	121.73 ▼0.11

4月から実施される主な制度等(税制以外)

◎民法(成年年齢関係)改正……*成年年齢を18歳に引下げる(飲酒や喫煙、競馬などの年齢制限は20歳を維持)、*女性が結婚できる年齢を18歳に引き上げて、男女の婚姻開始年齢を統一します。

◎年金制度の改正……*年金の繰下げ受給の上限年齢を75歳に上げる、*65歳未満の在職老齢年金について、年金支給が停止となる基準を47万円に緩和する、*在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上70歳未満)の年金額を毎年改定する在職定時改定を導入する、*年金手帳の交付を廃止し、基礎年金番号通知書に切替える、など。

◎個人情報保護法の改正……*個人の権利利益を害するおそれがある漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化、*利用停止・消去等の個人の請求権を拡大、*個人データの第三者提供記録を開示請求できる、など。

◎パワハラ防止法の全面施行……中小事業主にも職場におけるパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置が義務付けられます。

◎育児・介護休業法の改正……*本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する育児休業制度等の周知及び休業の取得意向の確認を事業主に義務付ける、*有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和、など。

◎道路交通法施行規則の改正……一定台数以上の自動車(白ナンバー)を使用する事業所もアルコールチェックが義務化されます。

◎その他……*女性活躍推進法の改正、*「くるみん」認定基準の見直し、*プラスチック資源循環促進法の施行、*東証の市場区分の再編、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

事業復活支援金は今月までの売上が対象

新型コロナの影響を受けて売上が減少した中小法人・個人事業者等に対して、売上高減少額を基準に算定した額を一括給付する「事業復活支援金」の申請が実施されています(給付額の上限は売上減少率などで異なり、法人は60～250万円、個人は30～50万円)。

本支援金は、令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)と比較して30%以上減少している事業者が対象となります。

なお、申請受付の期限は5月31日までとなりますので、ご注意ください。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

- ※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。
- ※協会けんぽの3月分(4月納付分)から健康保険料率の改定(都道府県で異なる)を確認。介護保険料率は、全国一律で1.64%となり、扶養親族の異動と併せ源泉徴収税額を計算します。
- ※「給与支払報告に係る給与所得者異動届出」は、4月15日までに市町村へ提出します。
- ※新型コロナやe-Taxの接続障害で延期された所得税等の申告・納付期限は4月15日です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月から開始される主な制度等（税制以外）

◆民法（成年年齢関係）の改正

- ・民法の成年年齢が20歳から18歳に引下げられます（令和4年4月1日時点で18歳、19歳に達している方は、その日に成人となります）。また、女性が結婚できる年齢（婚姻開始年齢）を16歳から18歳に上げて、男女の婚姻開始年齢を18歳に統一します。
- ・民法の成年年齢は、「一人で有効な契約を締結することができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があり、例えば、携帯電話の購入や、一人暮らしのためにアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで高額商品を購入するといった様々な契約を親の同意がなくても自分の意思で行えるようになります。また、自分の住む場所（居所）や、進学や就職などの進路決定についても、自分の意思で決めることができますようになります。
- ・成年年齢引下げ後も飲酒や喫煙、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）、大型・中型自動車免許の取得などは20歳のまま維持されます。

◆年金制度の改正

- ・公的年金の繰下げ受給（現行66～70歳）について、上限年齢が75歳に上げられます。
- ・繰上げ受給をした場合の減額率（現行0.5%/月）が、0.4%に下げられます。
- ・60歳以上65歳未満の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準（現行28万円）が65歳以上の在職老齢年金と同じ47万円に緩和されます。
- ・在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、毎年10月に年金額を改定する在職定時改定を導入し、納めた保険料を年金額に反映します。
- ・年金手帳から基礎年金番号通知書の発行に切り替え、年金手帳の再交付は廃止します。

◆個人情報保護法の改正

- ・個人情報をデータベース化して事業活動に利用している全ての事業者が適用対象となる個人情報保護法について、多岐にわたる見直しが行われ、例えば、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある事態（要配慮個人情報が含まれる場合や財産的被害がある場合など）については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。
- ・また、個人の権利の拡充等により、①利用停止・消去等の請求権について、利用する必要がなくなった場合や重大な漏えい等が発生した場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充、②保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる、③個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できる、④6ヵ月以内に消去する短期保存データについて、開示、利用停止等の対象とする、などが実施されます。

◆改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の全面施行

- ・中小事業主にも、職場におけるパワーハラスメントの防止措置（「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」、「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」、「職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」）を講じることが義務付けられます。
- ・労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されます。

◆育児・介護休業法の改正

- ・本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する周知と休業の取得意向の確認を個別に行うことが義務付けられます。
- ・育児休業の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は①研修、②相談窓口設置、③自社の育休取得の事例提供、④制度と育休取得促進に関する方針の周知のいずれかの措置を講じることが義務付けられます。
- ・有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であること」を廃止します。

◆女性活躍推進法の改正

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出、情報公表等が常用労働者数101人以上300人以下の事業主にも義務付けられます。

◆道路交通法施行規則の改正

安全運転管理者の選任が義務となっている事業所（自動車を5台以上、又は乗車定員11人以上の自動車を1台以上）について、「運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること」及び「確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること」が義務付けられます。